



平成22年5月21日

各位

会社名 愛知電機株式会社  
代表者名 取締役社長 山田 功  
(コード番号 6623 名証第1部)  
問合せ先 経営企画部長 小林 和郎  
(TEL 0568-31-1111)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成22年5月21日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成22年6月29日開催予定の第101回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

社外取締役および社外監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役および社外監査役との間に責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。

なお、社外取締役との責任限定契約の規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、つぎのとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第29条 (省 略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第1条～第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>② <u>当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第31条～第38条 (省 略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第40条～第43条 (省 略)</p>	<p>第31条～第38条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>② <u>当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第40条～第43条 (現行どおり)</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) 平成22年6月29日  
定款変更の効力発生日 (予定) 平成22年6月29日

以 上